

店頭通貨バイナリーオプション取引約款【みんなのオプション】(新旧対照表)

(下線部分変更)

改訂後	現行
<p style="text-align: center;">店頭通貨バイナリーオプション取引約款 【みんなのオプション】</p> <p>(目的) (省略)</p> <p>第1条～第2条 (省略)</p> <p>第3条(口座開設の適格要件) オプション口座を開設することができるお客様は、次の各号の基準を満たしていることを必要とします。</p> <p>(1)～(9) (省略)</p> <p><u>(10)個人番号(法人の場合は、法人番号を含む。)</u>を提示いただけること。</p> <p><u>(11)ご自身でインターネットを通して本約款取引並びに本約款取引の確認及び管理が行えること。</u></p> <p><u>(12)本約款取引にかかる契約締結前及び締結時の書面、取引報告書、取引残高報告書、年間損益報告書その他法令により交付する書面及び当社が交付する必要があると判断した書面を、当社が電磁的方法により提供することに同意いただけること。</u></p> <p><u>(13)一部英語で表記された本約款取引の取引画面等を理解できる能力を有すること。</u></p> <p><u>(14)日本国内においてのみ納税義務があること。</u></p> <p><u>(15)外国 PEPs (外国の政府等において重要な地位を占める者(外国の国家元首等)とその地位にあった者、それらの家族及び実質的支配者がこれらの者である法人)に該当しないこと。</u></p> <p><u>(16)預託金のご返還に係る送金受取口座は、国内に存する金融機関を指定すること。</u></p> <p><u>(17)金商法その他の関係法令、諸規則、本約款を含む当社所定の約款及び規約その他関連規程に定める事項に違反していないこと。</u></p> <p><u>(18)マネーロンダリングその他の犯罪若しくは違法行為、不法若しくは不正又はそれら疑いのある行為に利用するために本約款取引を行わないこと。</u></p> <p><u>(19)暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。))の一員、又は反社会的勢力に関与していないこと。</u></p> <p><u>(20)前各号に定めるものの他、当社の定める口座開設基準に該当すること。</u></p> <p>第4条</p>	<p style="text-align: center;">店頭通貨バイナリーオプション取引約款 【みんなのオプション】</p> <p>(目的) (省略)</p> <p>第1条～第2条 (省略)</p> <p>第3条(口座開設の適格要件) オプション口座を開設することができるお客様は、次の各号の基準を満たしていることを必要とします。</p> <p>(1)～(9) (省略)</p> <p>(追加)</p> <p><u>(10)ご自身でインターネットを通して本約款取引並びに本約款取引の確認及び管理が行えること。</u></p> <p><u>(11)本約款取引にかかる契約締結前及び締結時の書面、取引報告書、取引残高報告書、年間損益報告書その他法令により交付する書面及び当社が交付する必要があると判断した書面を、当社が電磁的方法により提供することに同意いただけること。</u></p> <p><u>(12)一部英語で表記された本約款取引の取引画面等を理解できる能力を有すること。</u></p> <p><u>(13)日本国内においてのみ納税義務があること。</u></p> <p><u>(14)外国 PEPs (外国の政府等において重要な地位を占める者(外国の国家元首等)とその地位にあった者、それらの家族及び実質的支配者がこれらの者である法人)に該当しないこと。</u></p> <p><u>(15)預託金のご返還に係る送金受取口座は、国内に存する金融機関を指定すること。</u></p> <p><u>(16)金商法その他の関係法令、諸規則、本約款を含む当社所定の約款及び規約その他関連規程に定める事項に違反していないこと。</u></p> <p><u>(17)マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法若しくは不正の取引又はその疑いのある取引に利用するために本約款取引を行わないこと。</u></p> <p><u>(18)暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。))の一員、又は反社会的勢力に関与していないこと。</u></p> <p><u>(19)前各号に定めるものの他、当社の定める口座開設基準に該当すること。</u></p> <p>第4条</p>

<p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 預託金は、お客様の振込が完了した時点ではなく、当社が提供する取引システム(以下、「本取引システム」といいます。)が、<u>証拠金口座への振替を認識したときに、預託されたもの</u>とします。</p> <p>(7) <u>入出金口座からの出金(証拠金の出金を含みます。)</u>は、本約款第18条及び本件取引説明書に定める他、当社からお客様が送金受取口座として予め登録した金融機関口座へ振込送金により行うものとします。なお、当社は、出金に係る手続きを、銀行法第15条第1項に規定された休日には行わないものとします。</p> <p>(8)～(11) (省略)</p> <p>第5条～第6条 (省略)</p> <p>第7条(売買注文の受付及びシステム利用)</p> <p><u>当社は、お客様のオプション口座の開設を承認した後のお客様の本取引システムへのログインについて、「FX取引約款」第7条に定める事項に準じて取り扱うものとします。</u></p> <p>2～7 (削除)</p>	<p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 預託金は、お客様の振込が完了した時点ではなく、当社が提供する取引システム(以下、「本取引システム」といいます。)が、<u>その入金</u>を認識したときに、預託されたものとします。</p> <p>(7) <u>入出金口座からの預託金の出金</u>は、本約款第18条及び本件取引説明書に定める他、当社からお客様が送金受取口座として予め登録した金融機関口座へ振込送金により行うものとします。なお、当社は、出金に係る手続きを、銀行法第15条第1項に規定された休日には行わないものとします。</p> <p>(8)～(11) (省略)</p> <p>第5条～第6条 (省略)</p> <p>第7条(売買注文の受付及びシステム使用)</p> <p><u>当社は、お客様のオプション口座の開設を承認した後、お客様からの注文を、本取引システムからのみ受け付けるものとします。お客様が入力したユーザーIDとパスワードの組み合わせが当社の管理するユーザーIDとパスワードの組み合わせと一致した場合に限り、お客様は注文が行えるものとします。</u></p> <p><u>2. 本取引システムには、パソコン用の取引システムその他、携帯電話等のモバイル端末用の取引システムも含まれますが、パソコン用の取引システムと携帯電話等のモバイル端末用の取引システムは、同等の機能を保証するものではありません。</u></p> <p><u>3. お客様の手違いや誤操作等により約定した注文については、当社は一切の責任を負わないものとします。</u></p> <p><u>4. 当社は、相場の急変や市場の流動性が乏しい状況等になったことにより、複数のカバー取引先から最新の価格を安定的に参照できなくなったと当社が判断した場合、又は価格が市場実勢を反映していないと当社が判断した場合、お客様に事前に通知することなく、お客様への価格配信及び注文執行を停止することができるものとします。</u></p> <p><u>5. 当社は、当社が提示した取引価格が市場における実勢の価格と大幅にかつ明白に乖離していた価格(以下、「異常価格」といいます。)であると判断した場合、お客様に事前に通知することなく、当該異常価格に起因するお客様の注文の執行及び約定を行わず、またその約定した取引を取り消すことができるものとします。また、かかる処理については、当社の裁量に基づいて行われるものとし、お客様は予めこれに承諾するものとします。</u></p> <p><u>6. お客様のユーザーID、パスワード、オプション口座はお客様自身に限り使用することができ、お客様は、第三者に貸与し、使用させ又は譲渡することはできないものとします。お客様が、これらを第三者に貸与し、使用させ若しくは譲渡した場合、又は不注意、盗難、窃取、詐欺、通信の傍受若しくは</u></p>
--	---

<p>第8条 (省略)</p> <p>第9条(注文の執行及び処理等) お客様が当社に発注することのできる注文の数量は、お客様のオプション口座の余剰の預託金又は当社の定める取引数量の範囲内に限られるものとします。</p> <p>2～4 (省略)</p> <p>5. <u>当社は、相場の急変や市場の流動性が乏しい状況等になったことにより、複数のカバー取引先から最新の価格を安定的に参照できなくなったと当社が判断した場合、又は価格が市場実勢を反映していないと当社が判断した場合、お客様に事前に通知することなく、お客様への価格配信及び注文執行を停止することができるものとします。は、当社の裁量に基づいて行われるものとし、お客様は予めこれに承諾するものとします。</u></p> <p>6. <u>当社は、当社が提示した取引価格が市場における実勢の価格と大幅にかつ明白に乖離していた価格(以下、「異常価格」といいます。)であると判断した場合、お客様に事前に通知することなく、当該異常価格に起因するお客様の注文の執行及び約定を行わず、またその約定した取引を取り消すことができるものとします。また、かかる処理については、当社の裁量に基づいて行われるものとし、お客様は予めこれに承諾するものとします。</u></p> <p>第10条～第18条 (省略)</p> <p>第19条(取引時確認) オプション口座の開設にあたり、当社は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関係諸法令(以下、「犯罪収益移転防止法等」といいます。)に基づき、取引時確認を行います。</p>	<p><u>盗聴その他の事由によりこれらが第三者に漏洩した場合等により、第三者がお客様のユーザーID、パスワード、オプション口座を利用して本約款取引に関する注文又は指示等を行った場合、当該注文又は指示等はお客様自身による注文又は指示等として取り扱われるものとします。また、これに起因して生じた結果については、事情の如何を問わず、すべてお客様が責を負うものとします。当社がこれにより損害を受けた場合には、当社は、お客様にその損害の填補を求めることができるものとします。</u></p> <p>7. <u>お客様は、予め本取引システムを利用するための機器又は回線等をお客様の責任において準備するものとし、本取引システムの全部又は一部を、コピー、改造、リバース・エンジニアリング、デコンパイル、ディスアSEMBル、又は変更しないものとします。</u></p> <p>第8条 (省略)</p> <p>第9条(注文の執行及び処理) お客様が当社に発注することのできる注文の数量は、お客様のオプション口座の余剰の預託金又は当社の定める取引数量の範囲内に限られるものとします。</p> <p>2～4 (省略) (追加)</p> <p>第10条～第18条 (省略)</p> <p>第19条(取引時確認) オプション口座の開設にあたり、当社は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関係諸法令(以下、「犯罪収益移転防止法等」といいます。)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等の関係諸法令(以下、「番号法等」といいます。)所定の方法により、取引時確認を行います。</p>
---	--

<p>2. オプション口座の開設後、<u>犯罪収益移転防止法等に基づく取引時確認が必要となった場合又は当社において取引時確認が必要であると判断した場合は、当社はお客様に対し、再度当社が指定する本人確認書類の提出を求め、又は当社が定める方法による本人特定事項等の確認を行うことがあります。お客様が当社の求めに応じなかった場合、又は犯罪収益移転防止法等に基づく当社のお客様に対する取引時確認が不十分であると当社が判断した場合、当社は、その裁量により当該お客様の本約款取引を制限することができるものとし、かかる制限を行った結果生じたお客様の一切の損害につき、当社は何らの責任も負わないものとします。</u></p> <p>第20条(禁止行為)</p> <p>お客様は、本約款取引を行うにあたり、次の各号に定める行為を行ってはならないことを予め承諾するものとします。なお、お客様の行為が当該行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うものとします。</p> <p>(1)～(8) (省略)</p> <p>(9)<u>お客様以外の第三者(二親等以内の親族を含む)がお客様に代わって本約款取引を行う行為。</u></p> <p><u>(10)お客様のユーザーID、パスワード、オプション口座、ワンタイムパスワード及びパスキーを第三者に貸与し、使用させ、又は譲渡する行為。</u></p> <p><u>(11)法令に違反する行為又は公序良俗に反する行為。</u></p> <p><u>(12)前各号の他、当社とお客様又は他のお客様との円滑な取引に支障をきたす行為。</u></p> <p>2 (省略)</p> <p>第21条(解約)</p> <p>お客様が当社に対し当社との本約款取引の解約を申し入れたとき、又は当社がお客様に対しお客様との本約款取引の解約を申し出たとき、当社は、本約款及びFX取引約款、暗号資産CFD取引約款に基づく全ての契約を解約できるものとします。</p> <p>2. お客様が、本項各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合又は前条第1項各号若しくは次条各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は、お客様に事前に通知することなく、直ちに本約款取引及びFX取引、暗号資産CFD取引を停止し、これらの約款に基づく契約を解約できるものとします。</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2)<u>お客様の当社への届出内容の全部若しくは一部に虚偽があるとき又は提出資料の全部又は一部が真正でないことが判明したとき。</u></p> <p>(3)<u>お客様のオプション口座がお客様自身又は第三者によるかを問わず違法又は不正な取引に利用されたとき又はそのおそれがあるとき。</u></p> <p>(4)第19第2項にしたがい、<u>当社がお客様に本人確認書類</u></p>	<p>2. オプション口座の開設後、<u>犯罪収益移転防止法等及び番号法等所定の取引時確認が必要となった場合、又は当社において取引時確認が必要であると判断した場合、当社は、お客様に対し、再度当社が指定する本人確認書類の提出を要求することがあります。お客様が当社の要求に応じなかった場合、又は犯罪収益移転防止法等に基づく当社のお客様に対する取引時確認が不十分であると当社が判断した場合、当社は、その裁量により当該お客様の本約款取引を制限することができるものとし、かかる制限を行った結果生じたお客様の一切の損害につき、当社は何らの責任も負わないものとします。</u></p> <p>第20条(禁止行為)</p> <p>お客様は、本約款取引を行うにあたり、次の各号に定める行為を行ってはならないことを予め承諾するものとします。なお、お客様の行為が当該行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うものとします。</p> <p>(1)～(8) (省略)</p> <p>(9) <u>口座名義人本人以外の第三者(二親等以内の親族を含む)が口座名義人に代わって本約款取引を行う行為。</u> (追加)</p> <p><u>(10)法令に違反する行為又は公序良俗に反する行為。</u></p> <p><u>(11)前各号の他、当社とお客様又は他のお客様との円滑な取引に支障をきたす行為。</u></p> <p>2 (省略)</p> <p>第21条(解約)</p> <p>お客様が当社に対し当社との本約款取引の解約を申し入れたとき、又は当社がお客様に対しお客様との本約款取引の解約を申し出たとき、当社は、本約款及びFX取引約款、暗号資産CFD取引約款に基づく全ての契約を解約できるものとします。</p> <p>2. お客様が、本項各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合又は前条第1項各号若しくは次条各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は、お客様に事前に通知することなく、直ちに本約款取引及びFX取引、暗号資産CFD取引を停止し、これらの約款に基づく契約を解約できるものとします。</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2)<u>お客様の当社への届出内容の全部若しくは一部に虚偽があることが明らかになったとき、又は提出資料の全部又は一部が真正でないことが判明したとき。</u></p> <p>(3)<u>お客様のオプション口座が法令や公序良俗に反する行為に利用されたとき、又は、そのおそれがあるとき。</u></p> <p>(4)第19条第2項にしたがい、<u>当社がお客様に本人確認書類</u></p>
---	---

<p>提出を求め、又は当社が定める方法による本人特定事項等の確認を求めたにもかかわらずその求めに応じないとき(当社が定める期日までに当社に連絡がないとき又はお客様が届け出た住所へ発送した本人確認書類の提出を求める通知書が不着となり当社に返送されたとき又はお客様が届け出た電話番号等への連絡では、連絡が取れないとき等を含みます。)</p> <p>(5)～(8) (省略)</p> <p>(9)お客様が、当社のウェブサイト、本取引システム等を含む当社の業務の運営若しくは維持に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為を行ったとき。</p> <p>(10)～(11) (省略)</p> <p>3～7 (省略)</p> <p>第22条～第29条(省略)</p> <p>第30条(免責事項)</p> <p>本約款取引に関して、本約款に別段に定めたものの他、次の各号に掲げる事由によるお客様の損害、機会利益の逸失、費用負担等の一切について、当社及び当社ウェブサイトへの情報提供元は免責されるものとします。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5)通信回線、通信機器、システム機器等の瑕疵、障害、通信速度の低下、混雑による情報伝達の遅延又は情報改変等が発生した場合(天変地異等の不可抗力、コンピュータウィルスの侵入又は第三者による妨害により生じたものを含む。)</p> <p>(6)～(8) (省略)</p> <p>(削除)</p> <p>(9)お客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、「FX取引約款」第7条第2項の規定による本人認証又は第3項の規定による追加認証を当社が行い、取引に関する注文又は指示等(入出金及び各種手続きを含みます。)を当社が受け付けたうえで取引が実行された場合。なお、お客様の不注意、盗難、窃取、詐欺、通信の傍受若しくは盗聴又はお客様が利用する端末への不正アクセスその他の不正な方法により、第三者にお客様のユーザーID、パスワード、ワンタイムパスワード及びパスキー等が漏洩し、第三者がそれらを利用して取引を行った場合を含みます。</p> <p>(10)第20条第1項第10号の規定に関わらず、お客様が、お客様のユーザーID、パスワード、オプション口座、ワンタイムパスワード及びパスキーを第三者に貸与し、使用させ若しくは譲渡した場合。</p> <p>(11)所定の書類に使用された印影又は署名と届出の印鑑又は署名鑑を当社が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、金銭の授受、その他の処理が行なわれた場合。</p>	<p>の提出を求めたにもかかわらずその提出がなされないとき(当社が定める期日までに当社に連絡がない場合、又はお客様が届け出た住所へ発送した本人確認書類の提出を求める通知書が不着となり当社に返送された場合、若しくはお客様が届け出た電話番号等への連絡では、連絡が取れない場合等を含みます。)</p> <p>(5)～(8) (省略)</p> <p>(9)お客様が、当社のウェブサイト、本取引システム等を含む当社の業務の運営若しくは維持に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為を行ったと当社が判断したとき。</p> <p>(10)～(11) (省略)</p> <p>3～7 (省略)</p> <p>第22条～第29条(省略)</p> <p>第30条(免責事項)</p> <p>本約款取引に関して、本約款に別段に定めたものの他、次の各号に掲げる事由によりお客様が被る損害及び機会利益の逸失、費用負担等の一切について、当社及び当社ウェブサイトへの情報提供元は免責されるものとします。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5)通信回線及び通信機器、システム機器等の瑕疵若しくは障害(天変地異等の不可抗力によるものを含む。)、通信速度の低下、混雑による情報伝達の遅延又はコンピュータウィルス若しくは第三者による妨害、侵入若しくは情報改変等が発生した場合。</p> <p>(6)～(8) (省略)</p> <p>(9)所定の書類に使用された印影又は署名と届出の印鑑又は署名鑑を当社が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、金銭の授受、その他の処理が行なわれた場合。</p> <p>(10)その事由の如何を問わず、予め当社に届け出ているユーザーID及びパスワードと入力されたユーザーID及びパスワードが一致したことにより取引が行なわれた場合。</p> <p>(追加)</p>
---	--

<p>(12) 当社は、当社及び第三者が提供するマーケット・外国為替の状況及び予測等の情報について、その内容の正確性、信頼性、完全性又は適時性を一切保証するものではなく、お客様が、当社及び第三者から提供される情報若しくは分析に依拠して取引を行った場合又は取引を行わなかった場合。</p> <p>(13) その他、当社の責めに帰すことのできない事由が発生した場合。</p> <p>(以下省略)</p> <p><u>令和8年3月28日 改訂</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(11) 当社は、当社及び第三者が提供するマーケット・外国為替の状況及び予測等の情報について、その内容の正確性、信頼性、完全性又は適時性を一切保証するものではなく、お客様が、当社及び第三者から提供される情報若しくは分析に依拠して取引を行った場合又は取引を行わなかった場合。</p> <p>(12) その他、当社の責めに帰すことのできない事由が発生した場合。</p> <p>(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	--